

議案第十二号

中央区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の百八十」を「百分の百八十七・五」に改める。

別表(一)中「一、一五五、〇〇〇円」を「一、一六四、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九三三、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

区長及び副区長の給料の額を改定するとともに、期末手当の額の算定に用いる支給率を改定するため、この条例案を提出します。